

再犯防止施策の今後の展開
～現状の課題と施策実現に向けた取組の方向性～

平成22年12月

再犯防止対策関係省庁連絡会議

平成19年版犯罪白書によると、総犯歴数別の「人員構成比」では、初犯者が71.1パーセントを占めているのに対して、再犯者は、28.9パーセントにとどまっている。一方、総犯歴数別の犯歴の「件数構成比」を見ると、初犯者による犯歴の件数は42.3パーセントにとどまるのに対して、再犯者による犯歴の件数は57.7パーセントを占めている。このことは、約3割の再犯者によって、約6割の犯罪が行われているという事実を示しており、再犯者対策は、安定・安全な社会作りのための政府全体における喫緊の課題となっている。

再犯を防止するためには、刑務所出所者等が円滑に社会復帰することが不可欠であり、帰住先・就労先確保のための仕組みの構築や薬物事犯等特定の問題を抱える者への指導・支援の強化等が求められている。このような中、省庁の垣根を越えた検討を進める観点から、総理指示に基づき、本年9月1日、再犯防止対策関係省庁連絡会議が設置された。また、これに先立ち、法務省は「再犯防止施策の今後の展開 ～就労・福祉による社会復帰を中心として～」を取りまとめ、関係省庁と連携した各種施策の充実強化について提案を行っている。

本連絡会議においては、法務省の提案も踏まえつつ、関係省庁間で協議を進め、現状の課題と施策実現に向けた取組の方向性について、以下のとおり整理を行った。

今後は、この取組の方向性に沿って、さらなる具体化を図り、関係省庁が連携しつつ、効果的な再犯防止施策の展開につなげていくことが強く求められる。

1 帰住先・就労先確保のための仕組みの構築

(1) 課題

刑務所出所者等の再犯は、仕事や住居や相談相手がないために引き起こされているケースが多く、社会の中でその「出番」と「居場所」をいかに確保するかが、社会復帰への鍵となっている。

例えば、平成21年に刑務所へ再入所した者(15,355人)のうち、無職者が占める割合が71.8パーセントにも上ることや、平成17年から平成21年までにおいて保護観察終了時に無職であった者の再犯率は36.7パーセントであり、有職者の再犯率の約5倍に上っていることなどからも、無職者の再犯率の高さは顕著となっている。刑務所出所者等は、前歴のため社会から排除されやすく、職業経験が乏しい傾向があることなどから、就労の確保が困難であることに加え、昨今の厳しい雇用・経済情勢の下では、更にその状況は厳しいものと言わざるを得ず、よりきめ細かな就労支援が必要である。

また、平成16年以降、刑務所出所者に占める満期釈放者の割合は年々増加している。平成21年には、満期釈放者は50.7パーセントを占め、そのうち、適当な帰住先がない者は40パーセントを超えている。他方、平成16年から20年の間に刑務所に再入所した者を見ると、前回出所時に適当な帰住先（父母、配偶者、親族の元など）がなかった者のうち、56.6パーセント（10,651人）が1年未満に再犯に及んでおり、適当な帰住先のない者が短期間で再犯に至る傾向は顕著となっている。したがって、関係機関等が十分な連携を図ることにより帰住先を確保し、刑務所出所者等の生活基盤を安定させることが喫緊の課題である。

（2）取組の方向性

【就労支援対策の充実・強化】

矯正施設（刑務所・少年院）入所中から出所後の職場定着まで一貫したきめ細かい支援を行うため、雇用主と刑務所出所者等双方のニーズを踏まえた就労の確保や、就労後のフォローアップによる職場定着支援などを行う事業を新たに実施し、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。（厚生労働省・法務省）

【住居の確保に向けた情報連携の強化】

刑務所出所者等が、刑務所出所後又は更生保護施設等の一時的帰住先を経た後、地域において住居を自力で確保できるよう、省庁間の情報連携を強化する。（国土交通省・法務省）

【住居付き雇い入れ企業の開拓】

社員寮等の住居を提供して刑務所出所者等を雇い入れる雇用主の確保策を検討するとともに、関係機関に対し、制度の周知や協力依頼を行い、刑務所出所者等の住居と就労先の一体的な確保に努める。（農林水産省・中小企業庁・法務省）

【受刑者の作業指導担当職員（作業専門官）の指導スキル向上】

作業専門官が、職業能力開発総合大学校での専門課程を受講するに当たっての受講資格要件等について協議し、職業訓練種目等に応じた職業訓練指導員免許を取得させ、受刑者への専門的指導による効果的な職業訓練を行えるようにする。（厚生労働省・法務省）

【民間団体と連携した帰住先の確保】

行き場のない刑務所出所者等の帰住先を確保するため、更生保護施設の

機能拡充はもとより、民間団体に委託して、一定期間、住居と食事を提供するとともに、主に生活面での自立を支援するため、毎日住居を訪問するなどして、より確実な自立につなげる。(法務省)

【基礎学力の向上に向けた教育基盤の整備】

少年院在院者の就労・就学に資する基礎学力の向上に向けて、個々の少年の学力程度の測定や指導効果の検討を行うとともに、個々の学力差に応じた学習を行わせるため、学習支援機器の整備を行うなど、実効性の高い指導により、円滑な社会復帰につなげる。(法務省)

【刑務作業契約企業及び協力雇用主のニーズの調査による人材育成体制の構築】

出所受刑者の雇用を予定している企業が必要とする人材を育成するため、協力雇用主や刑務作業契約企業へのアンケート調査を実施して雇用する企業側のニーズ等の調査を行うとともに、協力雇用主等も交えた就労支援職業訓練検討会を開催するなどし、雇用予定企業との連携体制及び同企業が必要とする人材育成体制（職業訓練及び生産作業）を構築する。(法務省)

2 薬物事犯者等特定の問題を抱える者への指導・支援の強化

(1) 課題

平成21年の覚せい剤取締法違反による再入所者のうち、前刑も覚せい剤取締法違反で入所していた者の割合は70.5パーセントであるなど、薬物事犯者の再犯を防止することは非常に重要な課題である。

そのため、矯正施設（刑務所・少年院）における薬物依存離脱指導等を充実させるとともに、施設から社会内への一貫した効果的な指導を実施する必要がある。また、社会内においては、特に依存傾向が進んでいる者に対しては、医療・保健・福祉機関等との連携による支援体制を強化していくことが課題である。

(2) 取組の方向性

【保護観察所と医療・保健・福祉機関等との連携による支援の実施】

薬物依存のある保護観察対象者への円滑な支援が確保されるよう、地域の医療・保健・福祉機関等と保護観察所との連携による方策について、この取組の主体である法務省が厚生労働省と継続的に協議を行う。(法務省・厚生労働省)

(方策の例)

- ・ 精神保健福祉センター等での薬物依存者回復プログラムの提供等
- ・ 地域の適当な機関（医療機関、精神保健福祉センター、保健所等）において薬物検査を受けられる機会の提供等
- ・ 保護観察所と関係諸機関等の連携確保に関するガイドライン等の策定・周知等

【特定の矯正施設におけるより高度な改善指導の実施】

薬物事犯者に対する指導をより充実させるため、刑事施設においては、より高度な内容の改善指導を実施するパイロット施設の可能性を検討し、少年院においては、薬物事犯少年に対する特別プログラムを作成し、集中的かつ専門的な指導を実施する。（法務省）

【薬物事犯者に対する指導の強化、援助の実施】

刑事施設における薬物依存離脱指導を効果的に実施するため、スーパーバイザー（臨床心理士等）を配置し、同指導修了者へのフォローアップ指導を実施するとともに、出所後の保護観察所における再犯防止・社会復帰支援策を強化するため、刑事施設での薬物依存離脱指導等との一貫性を考慮した専門的処遇プログラムを開発・実施するほか、薬物事犯者の家族等の引受人に対する支援を充実させる。

また、薬物再乱用防止の観点から、未決拘禁者に対する薬物依存からの回復に向けた援助を行う体制を整備する。（法務省）

【性犯罪事犯者への指導の充実】

刑事施設において、性犯罪再犯防止指導受講への動機付けを向上させるためのプログラムの実施や処遇プログラムアドバイザー（大学教授等の専門家）の拡充、刑期不足等により受講困難な者に対する自習用ワークブックの開発などを行うとともに、出所後は、保護観察所において刑事施設内での処遇と一貫性のある性犯罪者処遇プログラムを実施することにより、性犯罪事犯者の再犯防止に向けた指導を強化する。（法務省）

3 新制度への対応又は新たな支援方策の展開

（1）課題

法務省においては、再犯防止及び社会復帰の促進の観点から、刑の一部の執行猶予制度の導入及び保護観察の特別遵守事項の類型に社会貢献活動を加える法整備について検討を進めている。

これらの制度は、いずれも再犯防止・改善更生に有効な制度として導入が望まれるものであるが、これにより、薬物事犯保護観察対象者等の支援対象者の増加が見込まれることや、全国において社会貢献活動を展開するため、相当数の多様な活動先を開拓すること等、新たな制度に対応するための体制整備が必要である。

(2) 取組の方向性

【刑の一部の執行猶予制度の導入に向けた体制整備】

刑の一部の執行猶予制度の対象となる者のうち、薬物依存のある保護観察対象者については、前記2(2)の取組を進める。(法務省・厚生労働省)

【社会貢献活動の実施】

関係機関・団体等に対し、社会貢献活動の活動先の開拓を目的として、活動の趣旨の周知を図るなどし、法務省において、保護観察対象者に応じた多様な活動先を相当数開拓した上で、活動を実施することにより、対象者の自己有用感、規範意識、社会性の向上を図る。(総務省・厚生労働省・林野庁・法務省)

【更生保護サポートセンターに満期釈放者等の地域定着を支援する相談援助機能を付加】

満期釈放者等が地域に定着するため、更生保護サポートセンターに、満期釈放者等に対する相談窓口を開設して相談に応じ、必要に応じて、関係機関への同行支援等を行ったり、定期的な家庭訪問(アウトリーチ)により生活支援を行ったり、更生保護サポートセンターへの通所等による日中の居場所の提供を行うなど、パーソナルサポートを実施することにより、その再犯を防止する。(法務省)